

資料 第6—1 移動タンク貯蔵所

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

【H13.4.9 消防危 50】

1 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（International Maritime Organisation（IMO））が採択した危険物の運送に関する規程（International Maritime Dangerous Goods Code（IMDGコード））に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（以下「タンクコンテナ」という。）を 積載する移動タンク貯蔵所をいうものである。

2 許可

(1) 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一である。

(2) 許可に係る手続き

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続きは次によるものである。

ア 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

(ア) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要するものであること。なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差しつかえないものである。

(イ) 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要するものである。

(ウ) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめるものである。

イ 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を軽微な変更工事として取り扱って差しつかえないものである。従って、変更許可及び完成検査は要しないものである。

なお、交換タンクコンテナのIMDGコードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性に係る規格（JIS、ISO等）等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した資料等の提出（郵送、ファックス等）により確認し、この場合、不明な点があれば事業者等に確認するものである。

3 完成検査

(1) 完成検査に係る手続き

ア 手続きの迅速化

(ア) 完成検査申請は、タンクコンテナの入港前に設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないものである。また、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、タンクコンテナが入港後速やかに行われるようにするものである。

(イ) 完成検査済証の交付は、迅速に行うものである。【H10.5.20 消防危 54】

(2) 完成検査の方法

ア 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うものである。この場合、タンクコンテナについては、IMO表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができるものである。車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うものである。

イ 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないものである。

ウ タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものである。

4 その他

(1) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができるものである。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものである。

(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、危政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危規則第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができるものである。

(3) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されるものである。

(4) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものである。

(5) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものである。

(6) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要するものである

(7) その他資料第6-2「タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準」によること。

資料 第6-2 移動タンク貯蔵所

タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準

岡山市消防局の管内に設置するタンクコンテナ式移動タンク貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）の許可等にあたっては、次の事項に留意すること。なお、国際輸送用コンテナについても同様の扱いとすること。

1 原則

- (1) コンテナ1基と車両1台で許可単位とすること。

コンテナが1基しかない場合は、1件の許可となること。

コンテナが1基で車両が2台あっても移動タンク貯蔵所としての実態は1件であるため、2件の許可は認められないこと。

- (2) コンテナが複数あって車両が1台の場合は、容量が最大のコンテナを元コンテナとし、他のタンクを交換コンテナとして扱うこと。

- (3) 他市町村又は岡山市で既に許可検査を受けているコンテナは、他の許可を受けた車両に自由に積載することができること。

この場合、緊結装置が同一であることが要件となること。

また、手続は原則として必要としないこと。

ただし、新たに積載しようとするコンテナの許可容量が、積載しようとする移動タンク貯蔵所の元コンテナの容量より大きくなる場合、コンテナの品名が許可（品名数量倍数変更届）されている品名と異なる場合、コンテナの重量が元コンテナの重量より大きくなる場合は、品名数量倍数変更届又は資料提出の手続が必要となること。（次の4「品名数量倍数変更届及び資料提出」参照）

2 設置許可

- (1) コンテナが複数あつてかつ車両も複数ある場合

ア 前記1「原則」のとおり、一のコンテナを複数の車両で兼用することはできないこと。

イ 両者が同数の時は、コンテナ1基と車両1台を組み合わせることで1件の許可とすること。

コンテナが5基、車両が5台の場合は5件の許可となること。

ウ コンテナの数が多い時は、1基以上のコンテナと1台の車両を組み合わせることで1件の許可とすること。

例えば、コンテナが5基で車両が3台の場合は、コンテナ2基と車両2台で2件の許可とし、コンテナ3基（容量が最大のコンテナが元コンテナ、他の2基のコンテナが交換コンテナ）と車両1台で1件の許可とし、3件の許可とすること。（例1参照）

又は、コンテナ1基と車両1台で1件の許可、コンテナ2基と車両1台で1件の許可、コンテナ2基と車両1台で1件の許可とし、3件の許可とすること。（例2参照）

【例1】

コンテナ1 — 車両A 1件の許可

コンテナ2 — 車両B 1件の許可

コンテナ3 — 車両C 1件の許可

コンテナ4 — 車両C 1件の許可

コンテナ5 — 車両C 1件の許可

※計3件の許可

【例2】

コンテナ1	—	車両A	1件の許可	
コンテナ2	}	車両B	1件の許可	<u>※計3件の許可</u>
コンテナ3				
コンテナ4	}	車両C	1件の許可	
コンテナ5				

エ 車両の数が多い時はコンテナ1基と車両1台を組み合わせることで1件の許可とすること。

例えば、コンテナが3基で車両が5台の場合は、コンテナ3基と車両3台で3件の許可とし、他の車両2台は単なる貨物自動車となること。

コンテナ1	—	車両A	1件の許可	
コンテナ2	—	車両B	1件の許可	
コンテナ3	—	車両C	1件の許可	<u>※計3件の許可</u>
コンテナ無し		車両D	貨物自動車	
コンテナ無し		車両E	貨物自動車	

オ 既設の移動タンク貯蔵所が交換コンテナを有して許可を受けている場合で、新たに車両を追加する場合

まず、既設の移動タンク貯蔵所において交換コンテナを除外する変更届を提出し、次に除外したコンテナと追加車両を組み合わせることで1件の許可とすること。

この場合もコンテナの数を超える車両の許可件数は不可能であること。

例えば、既設の移動タンク貯蔵所が元コンテナ1基と交換コンテナ4基で許可を受けている場合で、3台の車両を追加する時は、先ず既設の移動タンク貯蔵所で交換コンテナ3基を除外する変更届を提出する。次に、コンテナ3基と車両3台を組み合わせることで3件の許可とすること。

① 最初の設置許可

コンテナ1 (元コンテナ)	}	車両A	1件の許可	<u>(※計1件の許可)</u>
コンテナ2 (交換コンテナ)				
コンテナ3 (交換コンテナ)				
コンテナ4 (交換コンテナ)				
コンテナ5 (交換コンテナ)				

② 除外する変更届

コンテナ1 (元コンテナ)	}	車両A	1件の許可	<u>(※計1件の許可)</u>
コンテナ2 (交換コンテナ)				
コンテナ3	}			許可を受けていないコンテナになる。
コンテナ4				
コンテナ5				

③ 車両追加後の許可

コンテナ1 (元コンテナ)	}	車両A	1件の許可	
コンテナ2 (交換コンテナ)				
コンテナ3 (元コンテナ)	---	車両B	1件の許可	<u>(※計4件の許可)</u>
コンテナ4 (元コンテナ)	---	車両C	1件の許可	
コンテナ5 (元コンテナ)	---	車両D	1件の許可	

- (2) 緊結金具が同一の許可を受けた移動タンク貯蔵所がない場合で、他市町村で許可を受けたコンテナ（以下「他市コンテナ」という。）を積載する車両を設ける場合
容量が最大の他市コンテナ1基と車両1台で1件の許可とすること。

この場合、前（1）イの例により運用すべきであるが、1件の許可を与えた段階ですでに「緊結金具が同一の許可を受けた移動タンク貯蔵所がない場合」の要件を満たさなくなることで、また二重規制を極力排除することから、件数は極力少なくすること。

また、前記1（3）により、原則として自由に積載できるため、交換コンテナとして申請書に含めないこと。

この場合も、他市で交換コンテナとなっているものがあれば、その交換コンテナで前（1）オの手順で処理を行うよう指導することが好ましいこと。

3 変更許可

変更許可が必要な場合は、次の2例である。

(1) コンテナを追加する場合

既に許可を受けた移動タンク貯蔵所の交換コンテナとして変更許可を受けること。

ア 容量が元コンテナより大きい時は追加するコンテナを元コンテナとして許可すること。この場合、元コンテナは交換コンテナとすること。

なお、国際輸送用コンテナにあつては、品名数量倍数変更届に関係資料を添付して提出すること。

例えば、コンテナが2基（元コンテナ：容量15kℓ、交換コンテナ：容量12kℓ）で許可1件を受けている移動タンク貯蔵所に、新たにコンテナ（容量18kℓ）2基を追加する場合は変更許可となること。

【設置許可】

元コンテナ1（容量15kℓ）	}	車両A（1件の許可）
交換コンテナ2（容量12kℓ）		

【変更許可】

元コンテナ1（容量18kℓ）	}	車両A（1件の許可）
交換コンテナ2（容量18kℓ）		
交換コンテナ3（容量15kℓ）		
交換コンテナ4（容量12kℓ）		

イ 容量が元コンテナより小さい時は、追加するコンテナを交換コンテナとして許可すること。

なお、国際輸送用コンテナにあつては、資料提出を行うこと。

例えば、移動タンク貯蔵所が3件ある場合でコンテナ5基を新規増設する場合は、いずれかの移動タンク貯蔵所の交換コンテナとして変更許可を受ければよいこと。

(2) コンテナを補修又は改造する場合

元コンテナ又は交換コンテナを補修改造する場合は、当該コンテナをもって許可を受けている移動タンク貯蔵所で変更許可を受けること。

4 品名数量倍数変更届及び資料提出

(1) 品名数量倍数変更届は、次の場合に必要であること。

ア 他の移動タンク貯蔵所で許可検査を受けたコンテナを積載する場合で、当該コンテナの容量が積載しようとする移動タンク貯蔵所の元コンテナの容量より大きくなる場合

イ コンテナの品名が既に許可又は品名数量倍数変更届で届出されている品名と異なる場合

ウ 元コンテナを除く場合で、交換コンテナの容量が元コンテナの容量より小さい場合

(2) 資料提出は、次の場合に必要であること。

新たに積載しようとするコンテナの重量が元コンテナの重量より大きくなる場合は、緊結装置の強度を確認する必要があるため関係資料を添付した資料提出の手続が必要であること。

5 許可品名数量の資料

設置（変更）許可又は品名数量倍数変更届には、積載若しくは積載する予定のある化学名及び比重の一覧表を添付すること。

なお、国際輸送用コンテナにあっては、「特殊引火物を除くすべての品名」等で対応し、当該一覧表を省略することができること。

6 その他

(1) 廃止届が必要な場合

次のア及びイの場合で、コンテナ又は車両のいずれかがなくなる場合は、コンテナの許可番号を抹消する必要があるため廃止届を提出すること。

ア 車両を廃棄する場合

イ 元コンテナ及び交換コンテナの全部を廃棄する場合

(2) 前（1）アの車両を廃棄する場合でコンテナを継続して使用する場合

ア 前記2（1）で設置許可を受けている場合は、廃止届と同時に当該移動タンク貯蔵所の元コンテナ及び交換コンテナを他の移動タンク貯蔵所で交換コンテナを増設する変更許可を受けるよう指導すること。

イ 前記2（2）で設置許可を受けている場合は、廃止届を提出すること。

(3) 国際輸送用コンテナの許可申請に必要な書類

ア 許可申請書

イ 常置場所位置図

ウ 構造設備明細書

エ タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し

オ 移動タンク貯蔵所の外観三面図

カ タンクコンテナの外観三面図

キ 緊締金具又はUボルトの図面及び強度計算書

ク 積載危険物の類、品名及び最大数量の表示例

ケ その他必要に応じて添付

（ア）可燃性蒸気回収設備概要図

（イ）静電気除去装置構造図

（ウ）注入ホース構造図

（エ）前エの英訳または和訳

資料 第6—3 移動タンク貯蔵所

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に 貼付される安全承認板等の例

【H4.11.12 消防危 93】

1 安全承認板等の例

(1) C S C 安全承認板

C S C S A F E T Y A P P R O V A L			
1			
2	DATE MANUFACTURED		
3	IDENTIFICATION NO.		
4	MAXIMUM GROSS WEIGHT	20.320Kg	44.800lb
5	ALLOWABLE STACKING WEIGHT FOR 1.8g	101.600Kg	224.000lb
6	RACKING TEST LOAD VALUE	15.240Kg	33.600lb
7			
8			
9	FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE	/ /	
		/ /	/ /

英和対訳

- 1 第1行の例に示される承認国及び承認参照記事（承認国は国際道路輸送において車両の登録国を示すために使用される識別符号によって表示される）。
- 2 製造日（年月）
- 3 コンテナの製造者一連番号又は現存コンテナで番号が判明しないものについては主管庁が割り当てた番号
- 4 最大総重量（キログラム及びポンド）
- 5 1.8gに対する許容積重ね重量（キログラム及びポンド）
- 6 横方向ラッキング試験荷重値（キログラム及びポンド）
- 7 端壁強度。端壁が最大許容積載重量の0.4倍、即ち0.4Pより大又は小の荷重に耐えられるように設計されている場合にのみ板上に表示すること。
- 8 側壁強度。側壁が最大許容積載重量の0.6倍、即ち0.6Pより大又は小の荷重に耐えられるように設計されている場合にのみ、板上に表示すること。
- 9 新造コンテナの第1回保守検査日（年月）及び板上に余裕があれば第1回に引き続いて行われる保守検査日（年月）

